

野菜需給・価格情報委員会に関する公表事項等について（案）

平成 20 年 7 月 17 日 制定

平成 21 年 6 月 11 日 変更

- 1 委員の自由な意見交換を図る観点から委員会は非公開とする。
- 2 事務局が委員会に提出する資料（委員名簿を含む。）は公表する。ただし、資料の性質上、公表することが不適當な場合は、この限りではない。
- 3 委員が委員会に提供する資料は、原則として非公表とする。ただし、委員会が公表することを了承した場合（要約等加工する場合を含む。）は、この限りではない。
- 4 委員会における需給・価格に関する議事については、その概要を公表する（ただし、発言者名については、非公表とする。）